

## (別紙2)

### サービス管理責任者等の研修体系(素案)の概要

#### □サービス管理責任者等の研修体系に関するアンケートの目的

「障害福祉サービスにおける質の確保とキャリア形成に関する研究」(平成27年度厚生労働科学研究費補助金)の第1回アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。

本研究では、現行のサービス管理責任者等研修における課題等に対し、障害福祉サービスの質の確保を図るため、サービス提供従事者のキャリア形成に資する研修体系を開発し、その体系に沿った研修プログラムと研修内容を提案したいと考えています。

今回、第1回アンケートの結果を踏まえ、研修体系を整理するとともに、各研修修了時の役割像を整理いたしました。第2回アンケートでは、整理した内容について評価いただき、研修体系および各研修項目の必要性・実効性等について精度を高めていきたいと考えております。

なお、本アンケートは研修体系の開発を目的としているため、研修項目等について、同様の調査の繰り返しとなっている部分が多くなっております。ご回答いただく皆様には大変お手間をとらせてしまい恐縮ですが、ご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

#### □研修体系(素案)の概要(図1)および研修イメージ(図2)

本研究班で再検討した素案について概要を説明いたします。

基本的に、従来のサービス管理責任者等研修を「基礎研修と実践研修の二段階に分けること」と、「5分野を一本化し共通研修とすること」をセットで行うとともに、事業分野別・障害分野別研修については別途の研修とする基本方針は変更しない案となっております。

##### (1) 第一段階 「サービス管理責任者等基礎研修」受講

まず第一段階として3年の実務経験を経たのち、サービス管理責任者等として基本的な重要な業務の柱の一つである『個別支援計画』を作成・修正することが出来るようになることを主たる目的として、基礎知識・技術を修得するために、「サービス管理責任者等基礎研修」を受講することとします。個別支援計画を作成・修正するための基本的な知識・技術は共通していることから、この研修では分野ごとに分かれた演習は行わず、全分野共通の研修としますが、分野ごとに異なる視点もあるため、講義の中で各分野の視点についておさえておきたいと考えています。

基礎研修修了時の到達レベルとしては、アセスメントからモニタリングまでの一連のプロセスを理解したうえで、個別支援計画を作成することができるレベルを想定します。したがって、役割像としては、各事業所内においてサービス管理責任者の指導の下、実際に個別支援計画の作成及び修正に携わっていただくことを想定しています。

##### (2) 第二段階 「サービス管理責任者等実践研修」受講→サービス管理責任者等資格取得

その後、一定の実務経験(2年以上)を経て、『個別支援計画』のプロセス管理やチェック、地域連携等、サービス管理責任者等としての本来業務を遂行するための知識・技術の修得を目的と

した「サービス管理責任者等実践研修」を受講します。この研修における演習については、受講者が各自持ち寄った事例（基礎研修修了後2年間に自身で作成した個別支援計画）を活用します。なお、演習（グループワーク）においては、各自持ち寄った事例が近い分野による演習班分けが可能ではないかと考えています。

実践研修修了時の到達レベルとしては、2年間の個別支援計画作成・修正の経験をベースに個別支援計画作成・修正について熟達し、関係機関との連絡調整や支援会議の運営、サービス提供職員に対する技術的な指導・助言等一連のサービスプロセス管理業務が行えるレベルを想定します。したがって、役割像としては、従来のサービス管理責任者等の業務に携わっていただくこと（サービス管理責任者等資格取得）を想定しています。

### （3）分野別研修について

従来の分野別研修は、分野の区分けが実態と則していないことや、演習の事例と受講者のニーズが合致しにくいといった理由から現場における有効性が必ずしも高くないとの指摘もあることから、「サービス管理責任者等基礎研修」および「サービス管理責任者等実践研修」から分離させ、サービス管理責任者等の個々の提供サービス内容や、個々のスキルの不足部分・必要部分に応じた研修内容について、別途研修機会「事業分野別、障害分野別等実践研修」を設けることとします。これは必須研修とは位置づけず任意受講とし、元々、各種職能団体等が実施している研修等を活かすなどを含め、サービス管理責任者等以外の従業者も受講可能としたいと考えています。研修実施主体は、都道府県又は都道府県が指定する民間の研修機関とするイメージです。

### （4）更新研修について

サービス管理責任者等取得後も時間の経過による技術等の更新や法制度に関する知識の更新、現行業務内容の振り返り等が必要であることから、5年以内の「サービス管理責任者等更新研修」の受講を必須とすることで知識及び技術のアップデートを行います。

以上の研修体系案の全体像を図1に、現行の研修体系からの変更点を表1に示しました。また、サービス管理責任者等の役割像と研修イメージを図2に示しました。

### （5）相談支援従事者初任者研修と共通部分の2日間の研修について

現行のサービス管理責任者等研修において、相談支援従事者初任者研修と共通で行われている2日間の研修については、サービス管理責任者等業務を行ううえで、法的なバックグラウンドやサービス提供の全体像の理解を深めるために必要な内容となるため、「サービス管理責任者等基礎研修」の受講要件と位置付けられています。ただし、「相談支援従事者初任者研修」は元々相談支援従事者を対象に行われていて、サービス管理責任者等の取得を目指す人をターゲットとしないため（各都道府県等による工夫はありますが）、対象をサービス管理責任者等取得希望者に絞り別日の開催としたうえで、サービス管理責任者等の養成に主眼を置いた講師の選定を行うことも考えられます。（方法についてはこれらの意見も踏まえ、都道府県の裁量で決定）

図1 研修体系(素案)の概要

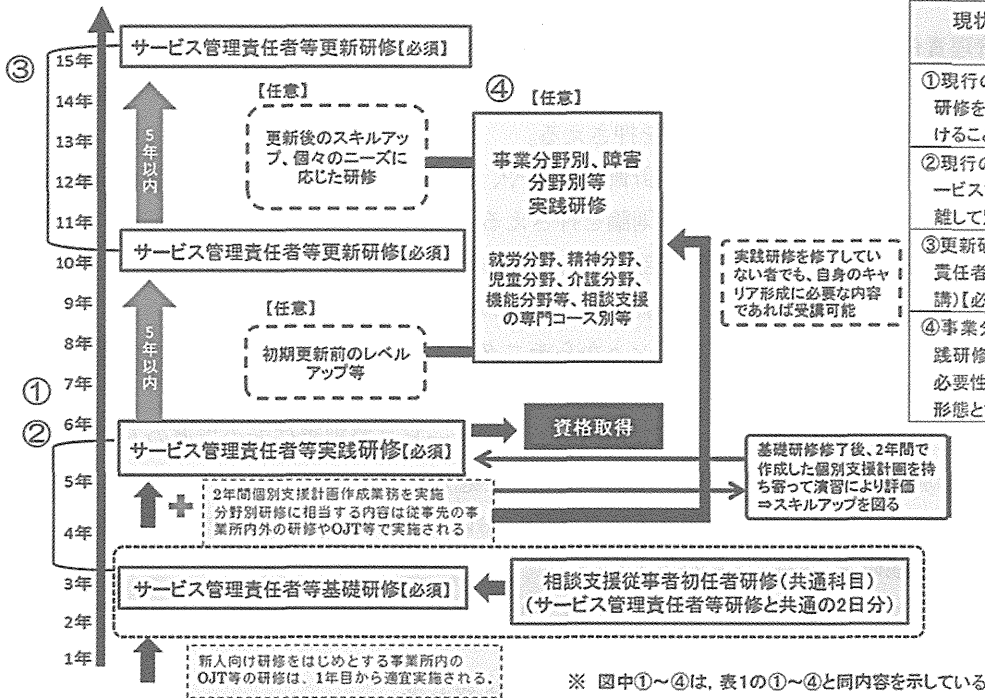


表1 現状からの変更点

現状の研修体制からの変更点
① 現行のサービス管理責任者等研修を基礎研修と実践研修に分けること【必須】
② 現行の分野別研修は現行のサービス管理責任者等研修から分離して別途実施すること【任意】
③ 更新研修の新設(サービス管理責任者等取得後5年以内毎に受講)【必須】
④ 事業分野別、障害分野別等実践研修を新設し、受講者個々の必要性に応じて選択・受講できる形態とする【任意】

図2 サービス管理責任者等の役割像と研修イメージ

	各研修修了時の到達レベルと役割像	サービス管理責任者等の業務内容例
<p>基礎研修</p> <p>基礎研修修了後は実際に個別支援計画作成・修正業務に従事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●到達レベル: アセスメントからモニタリングまでの一連のプロセスを理解したうえで、個別支援計画を作成・修正することができるレベル</li> <li>●役割像: 各事業所内においてサービス管理責任者の指導の下、実際に個別支援計画の作成・修正に携わる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別支援計画の作成に関する業務</li> <li>② 利用者に対するアセスメント</li> <li>③ 利用者との面接</li> <li>④ 個別支援計画作成に係る会議の運営</li> <li>⑤ 利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付</li> <li>⑥ 個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)</li> <li>⑦ 定期的なモニタリング結果の記録</li> <li>⑧ 個別支援計画の変更(修正)</li> </ul>
<p>実践研修【サビ管等取得】</p> <p>2年間培った個別支援計画を元に研修(演習)を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●到達レベル: 2年間の個別支援計画作成・修正の経験をベースに個別支援計画作成・修正について熟達し、関係機関との連絡調整や支援会議の運営、サービス提供職員に対する技術的な指導・助言等一連のサービスプロセス管理業務が行えるレベル</li> <li>●役割像: 実践研修修了により従来のサービス管理責任者等の業務に携わる(サービス管理責任者等資格取得)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 支援内容に関連する関係機関との連絡調整支援会議の運営</li> <li>⑩ サービス提供職員に対する技術的な指導と助言</li> <li>⑪ 自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助</li> </ul>
<p>更新研修</p>	<p>知識・技術のアップデート</p>	

## □素案における各研修の概要

### (1) サービス管理責任者等基礎研修【必須】

- 目的：・ 障害福祉サービス等提供事業者等の職員として、障害福祉サービス等の提供に関する基本的な理念や倫理等の基礎を押さえる。
- ・ サービス等利用計画と個別支援計画の関係や、個々の利用者に応じた『個別支援計画』の意味・知識・技術等の原則論を押さえる。
- ・ 『個別支援計画』作成・修正の能力を、演習等を通じて獲得する。
- ・ 各分野ごとの視点についても講義で押さえておく。
- ・ 修了時の到達レベルはアセスメントからモニタリングまでの一連のプロセスを理解したうえで、個別支援計画を作成・修正することができるレベルとする。
- ・ 修了後の役割像としては、各事業所内においてサービス管理責任者の指導の下、実際に個別支援計画の作成・修正に携わることを想定。
- ・ 基礎研修修了者は、基礎研修終了後2年間において個別支援計画作成の臨床を経た後に、実践研修を受けるものとする。
- ・ 制度的には、基礎研修修了者は事業所において個別支援計画を作成することができるよう構築する。

○対象：サービス提供事業所等において3年の実務経験を経た者

○研修項目と獲得目標（案）

	研修項目	獲得目標
1	障害者福祉施策及び児童福祉施策の歴史の変遷（講義）	制度理解を通じて、障害者支援の制度改革を利用者主体から発信する力を身につける。
2	サービス管理責任者等の役割と業務（講義）	サービス管理責任者等の役割と業務を制度的に理解し、サービス管理責任者等と管理者の違い、サービス管理責任者等の業務上の責務（個別支援計画作成の業務、サービス提供プロセスの管理、サービス提供職員等に対する助言・指導等）を理解する。
3	サービス提供の基本的な考え方（講義）	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等を理解する。
4	サービス提供のプロセス（講義）	サービス提供のプロセスを理解し、PDCAサイクルでサービス提供できる実践力を獲得し、プロセスにおけるサービス内容のチェック方法を習得するとともに、個別支援計画の意義を理解する。
5	サービス等利用計画等と個別支援計画の関係（講義）	サービス等利用計画等における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画等の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画等が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。現状の相談支援体制を理解する。
6	サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント（講義）	サービス提供事業所のアセスメントの考え方やアセスメントの手法を習得する。各分野における異なる視点について理解する。
7	個別支援計画作成のポイントと作成手順（講義）	個別支援計画がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレスモデルを理解するとともに、作成の手順を習得する。
8	個別支援計画の作成（演習）	サービス等利用計画を踏まえ、総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を考慮して、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等をグループワークにより検討。検討結果に基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。
9	個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）および記録方法（講義）	事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れながら、モニタリングの視点・目的・手法等を理解する。

## (2) サービス管理責任者等実践研修【必須】

○目的：サービス管理責任者等の本来業務を実践するために、個別支援計画の作成に携わっていることを前提として、サービス提供プロセスにおける「管理」、具体的には「支援会議の運営」、「サービス提供職員への助言・指導」について講義および演習を実施する。また、演習等によるグループワーク等を実施する中で、各自が実際に作成した「個別支援計画」の内容等の質の向上を図る。

- ・修了時の到達レベルは、2年間の個別支援計画作成・修正の経験をベースに個別支援計画作成・修正について熟達し、関係機関との連絡調整や支援会議の運営、サービス提供職員に対する技術的な指導・助言等一連のサービスプロセス管理業務が行えるレベルとする。
- ・修了後の役割像としては、実践研修修了により従来のサービス管理責任者等の業務に携わること（サービス管理責任者等資格取得）を想定。

○対象：サービス管理責任者等基礎研修を修了し、2年以上個別支援計画作成の臨床を経た者

※ 移行にあたっては、現場に混乱が生じないように5年以上の実務経験を経た者等に関する経過措置を講じることも検討する必要がある。

### ○研修項目と獲得目標（案）

	研修項目	獲得目標
1	モニタリングの方法（講義・演習）	事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れながら、モニタリングの視点・目的・手法等を理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。
2	個別支援会議の運営方法（講義・演習）	個別支援会議の意義、進和方法、行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等を理解する。演習においては、個別支援会議における合意形成過程をグループワークで体験し、サービス管理責任者等としての説明能力を獲得する。
3	個別支援会議におけるサービス管理責任者等の役割（演習）	グループワークの体験を基に、個別支援会議におけるサービス管理責任者等の役割について討議し、その役割についてまとめる。
4	サービス提供職員への助言・指導について（講義）	サービス提供職員への助言・指導の様々なアプローチ（OJTや事業所内外の研修会への参加、事例検討会や学会における発表等）、身につけるべきコーチング技法等、事業所における研修計画の立案等を理解する。
5	OJTとしての事例検討会の進め方（演習）	持ち寄った事例を基に、事例検討会を実際に行い、事例検討会の進め方を習得する。
6	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向（講義）	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向を理解することによって、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。
7	（自立支援）協議会との連携（講義）	（自立支援）協議会の意義、目的、活動内容、障害福祉計画等を理解し、（自立支援）協議会との連携の必要性を認識する。
8	サービス担当者会議等における多職種連携や地域連携の実践的事例（報告・発表やシンポジウム）	多職種との連携や地域との連携等の実践的事例に関して報告・発表やシンポジウムを行い、連携の意義を理解する。
9	サービス担当者会議等における多職種連携や地域連携に関するまとめ（演習）	シンポジウムの内容を踏まえ、グループワークにより多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントを討議し、個々に連携に関してまとめる。

### (3) サービス管理責任者等更新研修【必須】

○目的：・行政動向、制度改正等の最新の情報（アップデート）を図る。

- ・サービス管理責任者等の実践報告等によりこれまでの業務内容を振り返るとともに実践内容の確認をし、知識・技術の更なる底上げを図る。
- ・サービス管理責任者等として、サービス提供職員等へのスーパービジョンの方法を学ぶ。

○対象：サービス管理責任者等実践研修を修了し、実際に業務に従事している者で、5年以内ごとに受講する者

○研修項目と獲得目標（案）

	研修項目	獲得目標
1	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向（講義）	最新の動向を学習することによって、利用者の制度的な環境の変化を理解する。
2	サービス提供事業所としての自己検証（演習）	グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を出し合うことにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。
3	サービス管理責任者等としての自己検証（演習）	サービス管理責任者等として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。
4	事例検討（演習）	グループワークにおいて、各自が持参した事例を発表し合い、事例検討の事例を選定する。選定した事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、良かった点や改善が必要な点について明確化しスキルアップを図る。
5	関係機関との連携（演習）	関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、（自立支援）協議会の役割を再認識する。
6	研修のまとめ（演習）	研修を通じて、サービス管理責任者等としてのスキルアップをどのように図るかをグループワークにおける討議を通じて理解し、各自まとめて、事業所に持ち帰られるようにする。

#### (4) 事業分野別、障害分野別等実践研修【任意】

○目的：サービス管理責任者等現任者が、それぞれのキャリア段階（サービス提供者段階、サービス管理責任者等基礎研修修了段階、実践研修修了段階、更新研修修了段階等）において、学ぶべき内容等（事業分野、障害特性、スーパービジョン等）、個々のスキルの向上や不足しがちな内容について必要に応じて受講する。各自の事業分野や障害分野において深く学べることができる研修であり、同種事業のサービス管理責任者等が持つ共通の問題を共有し解決策を探ることができる実践的な研修とする。

なお、マネジメントスキルや地域連携スキル等、内容によっては相談支援の専門コース別研修との共有化も検討。

○対象：サービス管理責任者等実践研修を修了し、実際に業務に従事している者

サービス管理責任者等基礎研修修了者であって実践研修を修了していない者でも、自身のキャリア形成に必要な内容であれば受講可能とする。ただし、研修の質を担保するために、予め業務の経験等受講要件を設定する必要がある。

○研修項目と獲得目標：研修ごとに設定

【参考】

□ 現行のサービス管理責任者等研修の構成（図3）

現行の研修では、図2の通り相談支援従事者初任者研修の最初の2日間は同じ研修を受講することとなっています。

相談支援従事者初任者研修とサービス管理責任者研修との関係					
障害者相談支援従事者初任者研修カリキュラム			サービス管理責任者研修カリキュラム		
科目	獲得目標		科目	獲得目標	
1日目	開講式・オリエンテーション 障害者の地域生活支援 障害者ケアマネジメント(概論) 相談支援における権利侵害と権利擁護 障害者自立支援法の概要	1.5 2 1.5 1.5	相談支援従事者研修前半2日間を受講(左記のカリキュラム)  		
2日目	障害者自立支援法における個別支援計画の作成 相談支援事業と相談支援専門員	1.5 3.5			
3日目	ケアマネジメントの展開 実習ガイダンス	6 1			
4日目	演習Ⅰ(3) 演習Ⅱ(4)	3 4			
5日目	演習のまとめ 地域自立支援協議会の役割と活用	3 3			
計		31.5			30.5

図2 相談支援従事者初任者研修とサービス管理責任者等研修との関係

※厚生労働省 H23/10/5 サービス管理責任者等研修テキストより

□ 現行の分野別に実施する講義及び演習

現行の分野別に実施する講義及び演習は、指定障害福祉サービス事業を下表に定める分野に分類して実施しています。

分野	障害福祉サービス
1 介護	療養介護，生活介護
2 地域生活（身体）	自立訓練（機能訓練）
3 地域生活（知的・精神）	自立訓練（生活訓練），共同生活援助
4 就労	就労移行支援，就労継続支援
5 児童 （児童発達支援管理責任者）	児童発達支援

※平成23年度サービス管理責任者等指導者養成研修実施要綱より（一部改変）



サービス管理責任者等の研修に関するアンケート

※先に（別紙）の説明を十分お読みの上ご回答ください。

都道府県名	都・道 府・県
-------	------------

サービス管理責任者等研修体系について、現在、本研究班では別紙の素案を検討中です。以下、この研修体系（素案）について伺います。

1. 研修体系の骨子について

研修体系の骨子について伺います。図1および次ページ図2（別紙の一部抜粋）をご参照の上お答えください。

図1 研修体系(素案)の概要

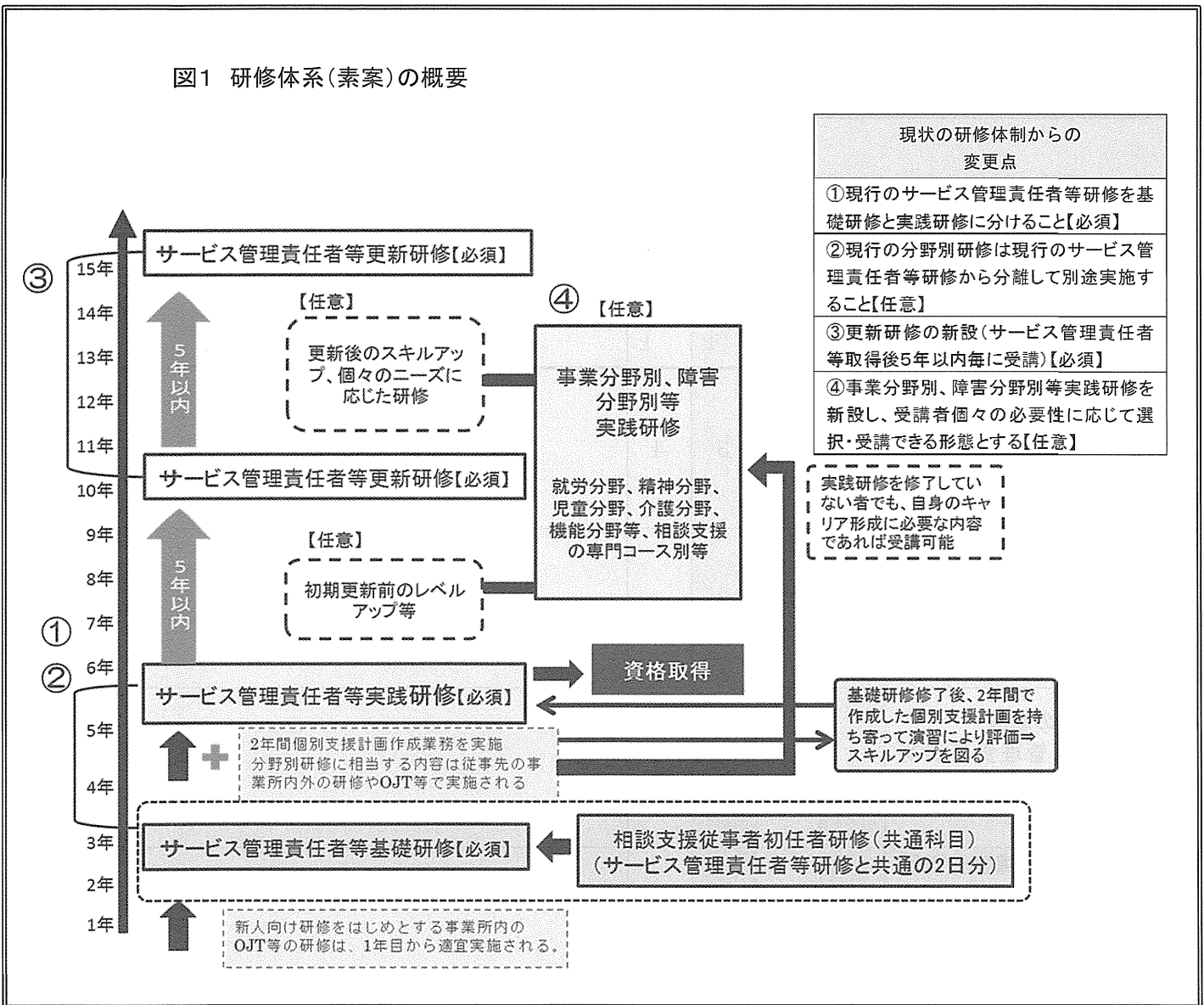
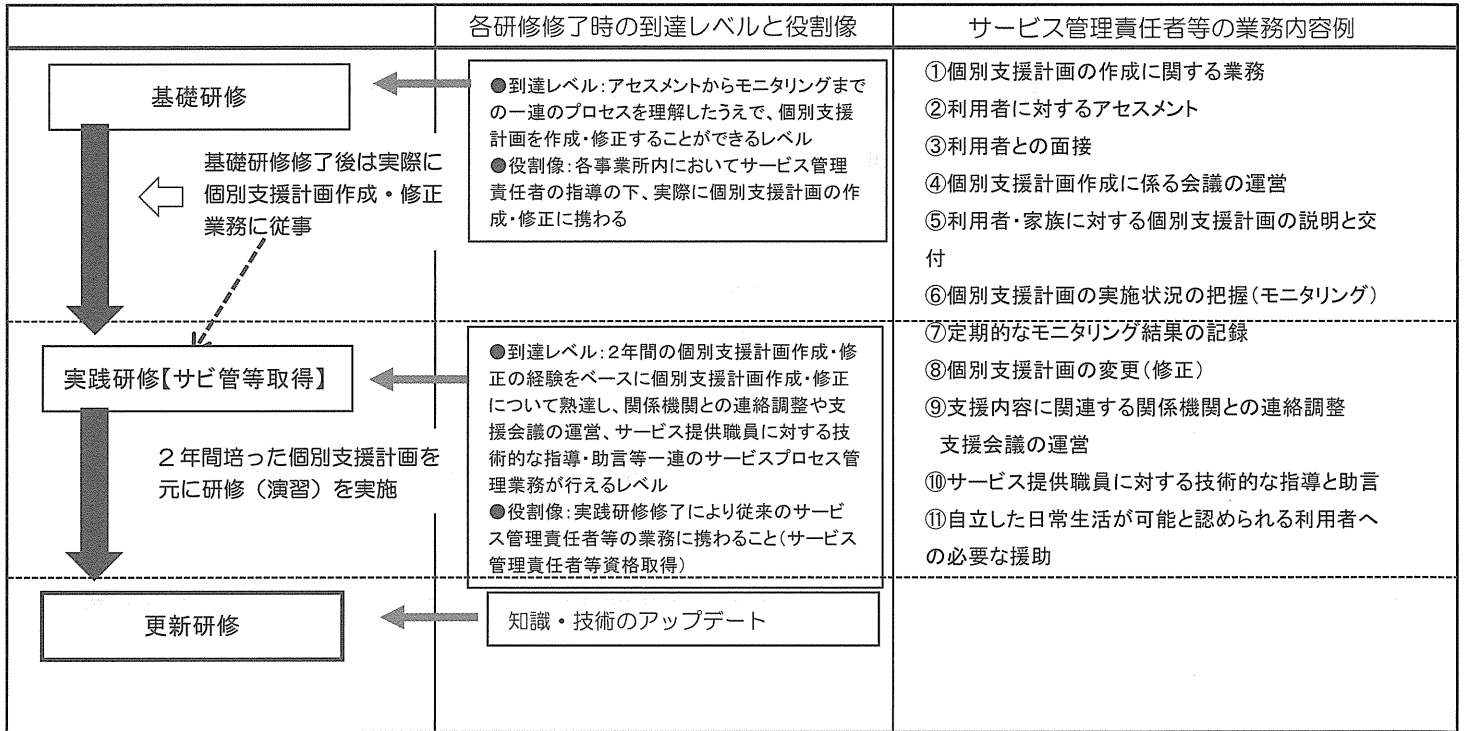


図2 サービス管理責任者等の役割像と研修イメージ



問1 現状の研修体制からの変更点ごとに、変更の必要性についてキャリア形成の視点でどのように思われるか最も近いものに○をつけ、そう思われる理由をお書きください(それぞれ○は1つ)

現状の研修体制からの変更点	理由			
	だとも だとも 必要 と思 う	ま あ 必要 だ と思 う	あ ま り 必要 な い と思 わ な い	全 く 必要 と 思 わ な い
①現行のサービス管理責任者等研修を基礎研修と実践研修に分けること【必須】	1	2	3	4
②現行の分野別研修は現行のサービス管理責任者等研修から分離して別途実施すること【任意】	1	2	3	4
③更新研修の新設(サービス管理責任者等取得後5年以内毎に受講)【必須】	1	2	3	4
④事業分野別、障害分野別等実践研修を新設し、受講者個々の必要性に応じて選択・受講できる形態とする【任意】	1	2	3	4

## 2. 各研修について

別紙に記載した(1)～(4)の各研修について伺います。以下に各研修の概要について抜粋して掲載しておりますので、別紙に記載の研修項目・獲得目標と併せてご覧になりご回答ください。

サービス管理責任者等基礎研修（主に個別支援計画作成）について伺います。

### (1) サービス管理責任者等基礎研修（別紙 P. 4 参照）

目的：・障害福祉サービス等提供事業者等の職員として、障害福祉サービス等の提供に関する基本的な理念や倫理等の基礎を押さえる。  
・サービス等利用計画と個別支援計画の関係や、個々の利用者に応じた『個別支援計画』の意味・知識・技術等の原則論を押さえる。  
・『個別支援計画』作成・修正の能力を、演習等を通じて獲得する。  
・各分野ごとの視点についても講義で押さえておく。  
・修了時の到達レベルはアセスメントからモニタリングまでの一連のプロセスを理解したうえで、個別支援計画を作成・修正することができるレベルとする。  
・修了後の役割像としては、各事業所内においてサービス管理責任者の指導の下、実際に個別支援計画の作成・修正に携わることを想定。  
・基礎研修修了者は、基礎研修終了後2年間において個別支援計画作成の臨床を経た後に、実践研修を受けるものとする。  
・制度的には、基礎研修修了者は事業所において個別支援計画を作成することができるように構築する。

対象：サービス提供事業所等において3年の実務経験を経た者等

問2 研修の目的についてどう思いますか。(○は1つ)

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1. 十分だと思う   | 3. あまり十分だとは思わない |
| 2. 概ね十分だと思う | 4. 不十分だと思う      |

問2-1 その理由をお答えください。(自由記載)

--

問3 以下の研修項目は個別支援計画を作成する上でどの程度必要と思いますか。最も近いものに○をつけてください。(それぞれ○は1つ)

さらに、各研修を受講するとした際に、ご自身が各研修内容の修得に必要なと思われる時間数(何時間くらいで修得できると思うか)をお書きください。

	だ と も 必 要 だ と 思 う	と ま あ 必 要 だ と 思 う	と あ ま り 必 要 な い	全 く 必 要 と 思 わ な い	時 間 数	ご 自 身 が 修 得 に 必 要 な
1. 障害者福祉施策及び児童福祉施策の歴史的変遷(講義)	1	2	3	4		時間
2. サービス管理責任者等の役割と業務(講義)	1	2	3	4		時間
3. サービス提供の基本的な考え方(講義)	1	2	3	4		時間
4. サービス提供のプロセス(講義)	1	2	3	4		時間
5. サービス等利用計画等と個別支援計画の関係(講義)	1	2	3	4		時間
6. サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント(講義)	1	2	3	4		時間
7. 個別支援計画作成のポイントと作成手順(講義)	1	2	3	4		時間
8. 個別支援計画の作成(演習)	1	2	3	4		時間
9. 個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)および記録方法(講義)	1	2	3	4		時間

問3-1 その他、サービス管理責任者等基礎研修(主に個別支援計画作成)において更に必要だと思う研修項目があれば、お答えください。(自由記載)

問4 上記研修内容を受講するために、あなたご自身が受講されるとしたら何日間であれば実際に受講可能ですか。連続で受講する場合と1カ月間で受講する場合(日数と受講方法)についてお答えください。職場を離れられる日数や、取得できる有給休暇の日数等から、現実的な日数をお答えください。

連続での受講可能日数	1カ月間での受講可能日数	受講方法
連続 日間	1カ月間に 日間	

※例) 1カ月の間に4日間 受講方法:隔週土日

問4-1 その理由をお答えください。(自由記載)

問5 サービス管理責任者等基礎研修(主に個別支援計画作成)の受講要件についてお伺いします。  
受講要件を実務経験3年以上に設定することについてどのように思いますか。(○は1つ)

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1. 長すぎると思う | 3. 妥当だと思う  | 5. 短すぎると思う |
| 2. やや長いと思う | 4. やや短いと思う |            |

問5-1 その理由をお答えください。(自由記載)

--

問6 現在、サービス管理責任者等研修カリキュラムの最初の2日間を相談支援従事者初任者研修と共通項目として行うことについて、どのようにお考えですか。(○は1つ)

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1. 対象をサービス管理責任者等研修受講者のみにすべき      |
| 2. 対象をサービス管理責任者等研修受講者のみにする方が望ましい |
| 3. 相談支援従事者初任者研修受講者と一緒に受講する方が望ましい |
| 4. 相談支援従事者初任者研修受講者と一緒に受講すべき      |

問6-1 その理由をお答えください。(自由記載)

--

サービス管理責任者等実践研修について伺います。

(2) サービス管理責任者等実践研修 (別紙 P. 5 参照)

目的：サービス管理責任者等の本来業務を実践するために、個別支援計画の作成に携わっていることを前提として、サービス提供プロセスにおける「管理」、具体的には「支援会議の運営」、「サービス提供職員への助言・指導」について講義および演習を実施する。また、演習等によるグループワーク等を実施する中で、各自が実際に作成した「個別支援計画」の内容等の質の向上を図る。

- ・修了時の到達レベルは、2年間の個別支援計画作成・修正の経験をベースに個別支援計画作成・修正について熟達し、関係機関との連絡調整や支援会議の運営、サービス提供職員に対する技術的な指導・助言等一連のサービスプロセス管理業務が行えるレベルとする。
- ・修了後の役割像としては、実践研修修了により従来のサービス管理責任者等の業務に携わること（サービス管理責任者等資格取得）を想定。

対象：サービス管理責任者等基礎研修を修了し、2年以上の実務経験を経た者

5年以上の実務経験を経た者は、当分の間、基礎研修と実務研修を同年に受講可能とする。

問7 研修の目的についてどう思いますか。(○は1つ)

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1. 十分だと思う   | 3. あまり十分だとは思わない |
| 2. 概ね十分だと思う | 4. 不十分だと思う      |

問7-1 その理由をお答えください。(自由記載)

問8 以下の研修項目はサービス管理責任者等の業務を行う上でどの程度必要とご思いますか。最も近いものに○をつけてください。(それぞれ○は1つ)

	とても必要だと思う	まあ必要だと思う	あまり必要とは思わない	全く必要と思わない	数に自身が修得に必要な時間
1. モニタリングの方法 (講義)	1	2	3	4	時間
2. モニタリングの方法 (演習)	1	2	3	4	時間
3. 個別支援会議の運営方法 (講義)	1	2	3	4	時間
4. 個別支援会議の運営方法 (演習)	1	2	3	4	時間
5. 個別支援会議におけるサービス管理責任者等の役割 (演習)	1	2	3	4	時間
6. サービス提供職員等への助言・指導について (講義)	1	2	3	4	時間
7. OJT としての事例検討会の進め方 (演習)	1	2	3	4	時間
8. 障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向 (講義)	1	2	3	4	時間
9. (自立支援) 協議会との連携 (講義)	1	2	3	4	時間
10. サービス担当者会議等における多職種連携や地域連携の実践的事例 (報告・発表やシンポジウム)	1	2	3	4	時間
11. サービス担当者会議等における多職種連携や地域連携に関するまとめ (演習)	1	2	3	4	時間

問 8-1 その他、サービス管理責任者等実践研修において更に必要だと思う研修項目があれば、お答えください。(自由記載)

--

問 9 上記研修内容を受講するために、あなたご自身が受講されるとしたら何日間であれば実際に受講可能ですか。連続で受講する場合と1カ月間で受講する場合(日数と受講方法)についてお答えください。職場を離れられる日数や、取得できる有給休暇の日数等から、現実的な日数をお答えください。

連続での受講可能日数	1カ月間での受講可能日数	受講方法
連続 _____ 日間	1 カ月間に _____ 日間	

※例) 1カ月の間に4日間 受講方法:隔週土日

問 9-1 その理由をお答えください。(自由記載)

--

問 10 サービス管理責任者等実践研修の受講要件についてお伺いします。受講要件を基礎研修修了後に実務経験2年以上と設定することについてどのように思いますか。(○は1つ)

1. 長すぎると思う	3. 妥当だと思う	5. 短すぎると思う
2. やや長いと思う	4. やや短いと思う	

問 10-1 その理由をお答えください。(自由記載)

--

サービス管理責任者等更新研修について伺います。

(3) サービス管理責任者等更新研修 (別紙 P. 6 参照)

目的：・行政動向、制度改正等の最新の情報（アップデート）を図る。  
 ・サービス管理責任者等の実践報告等によりこれまでの業務内容を振り返るとともに実践内容の確認をし、知識・技術の更なる底上げを図る。  
 ・サービス管理責任者等として、サービス提供職員等へのスーパービジョンの方法を学ぶ。

対象：サービス管理責任者等実践研修を修了し、実際に業務に従事している者で、5年以内に受講する者

問 11 研修の目的についてどう思いますか。(○は1つ)

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1. 十分だと思う   | 3. あまり十分だとは思わない |
| 2. 概ね十分だと思う | 4. 不十分だと思う      |

問 11-1 その理由をお答えください。(自由記載)

問 12 以下の研修項目はベテランのサービス管理責任者等として業務（個別支援計画作成・モニタリング、スーパーバイザー等）を行う上でどの程度必要とご思いますか。最も近いものに○をつけてください。(それぞれ○は1つ)

	とても必要だと思う	まあ必要だと思う	あまり必要と思わない	全く必要と思わない	数に必要ない	ご自身が修得時間
1. 障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向（講義）	1	2	3	4		時間
2. サービス提供事業所としての自己検証（演習）	1	2	3	4		時間
3. サービス管理責任者等としての自己検証（演習）	1	2	3	4		時間
4. 事例検討（演習）	1	2	3	4		時間
5. 関係機関との連携（演習）	1	2	3	4		時間
6. 研修のまとめ（演習）	1	2	3	4		時間

問 12-1 その他、行政動向、制度改正等のアップデートやご自身のサービス管理責任者等の業務の質の担保のために更に必要だと思う研修項目があれば、お答えください。(自由記載)



問 13 上記研修内容を受講するために、あなたご自身が受講されるとしたら何日間であれば実際に受講可能ですか。連続で受講する場合と1カ月間で受講する場合（日数と受講方法）についてお答えください。職場を離れられる日数や、取得できる有給休暇の日数等から、現実的な日数をお答えください。

連続での受講可能日数	1カ月間での受講可能日数	受講方法
連続 _____ 日間	1 カ月間に _____ 日間	

※例) 1 カ月の間に4日間 受講方法:隔週土日

問 13-1 その理由をお答えください。(自由記載)

問 14 更新の期間(5年)についてどう思いますか。(○は1つ)

1. 長すぎると思う	2. やや長いと思う	3. 妥当だと思う
4. やや短いと思う	5. 短すぎると思う	

問 14-1 その理由をお答えください。(自由記載)

事業分野別、障害分野別等実践研修について伺います。

(4) 事業分野別、障害分野別等実践研修

目的：サービス管理責任者等現任者が、それぞれのキャリア段階（サービス提供者段階、サービス管理責任者等基礎研修修了段階、実践研修修了段階、更新研修修了段階等）において、学ぶべき内容等（事業分野、障害特性、スーパービジョン等）、個々のスキルの向上や不足しがちな内容について必要に応じて受講する。各自の事業分野や障害分野において深く学べることができる研修であり、同種事業のサービス管理責任者等が持つ共通の問題を共有し解決策を探ることができる実践的な研修とする。

なお、マネジメントスキルや地域連携スキル等、内容によっては相談支援の専門コース別研修との共有化も検討。

対象：サービス管理責任者等実践研修を修了し、実際に業務に従事している者

サービス管理責任者等基礎研修修了者であって実践研修を修了していない者でも、自身のキャリア形成に必要な内容であれば受講可能とする。ただし、研修の質を担保するために、予め業務の経験等受講要件を設定する必要がある。

研修項目と獲得目標：研修ごとに設定

問 15 ご自身の提供サービス内容や、スキルの不足部分・必要部分に応じて実施する「事業分野別、障害分野別等実践研修」を整備する必要があると思いますか。（○は1つ）

1. とても必要

3. あまり必要ではない

2. まあ必要

4. 必要ではない

問 15-1 その理由をお答えください。（自由記載）

--

問 16 以下の1～34の項目が、基礎研修時、基礎研修修了後2年間、実践研修時、更新研修時において、それぞれどの程度必要と思いますか。それぞれの項目において最も近いもの1つに○をつけてください。

	基礎研修の研修項目としての必要度				基礎研修修了後の2年間における必要度				実践研修の研修項目としての必要度				更新研修時の必要度			
	思う とても必要だと	思う まあ必要だと	思わない あまり必要と	全く必要と思 わない	思う とても必要だと	思う まあ必要だと	思わない あまり必要と	全く必要と思 わない	思う とても必要だと	思う まあ必要だと	思わない あまり必要と	全く必要と思 わない	思う とても必要だと	思う まあ必要だと	思わない あまり必要と	全く必要と思 わない
1. 療養介護のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
2. 自立訓練（機能）のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
3. 自立訓練（生活）のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
4. 共同生活援助のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
5. 就労移行支援のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
6. 就労継続支援のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
7. 児童発達支援のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
8. 権利擁護の知識	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
9. 虐待防止の知識	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
10. 意思決定支援のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
11. セルフマネジメントのスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
12. サービス管理のスキル（会議運営、指導助言等）	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
13. 指導助言（スーパーバイズ）のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
14. 家族支援のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
15. 交際・結婚の知識	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
16. 看取りのスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4

17. 妊娠・出産の知識	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
18. 住居支援のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
19. 移動・移乗のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
20. 金銭管理のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
21. 救急対応のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
22. 就労・就学の知識	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
23. 入退院の知識	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
24. 他職・他機関種連携のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
25. 記録のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
26. データ管理のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
27. 個人情報保護の知識	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
28. 調査法とその活用のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
29. プレゼンテーションのスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
30. 事業所評価のスキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
31. 重症心身障害児(者)への支援スキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
32. 強度行動障害者・発達障害者への支援スキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
33. 高次脳機能障害者への支援スキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
34. 全身性重度障害者への支援スキル	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4